

青森県報

第二百三十九号

令和二年
十一月二十七日
(金曜日)

目次

告示

- 青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務学事課) ……一
- 遊漁規則の変更認可……………(水産振興課) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……五
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……五
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……六
- 災害用トイレ及び屋内テントの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……七
- 公安委員会
- 地域交通安全活動推進委員の辞職……………(交通企画課) ……八

公告

告示

青森県告示第八百三十七号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

令和二年十一月二十五日に行った褒賞

大竹 正美

多年和洋菓子製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

大南 幸勝

多年建築板金業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

小林 克己

多年椅子製作業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

中村 清和

多年造園業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

福士 博丈

多年日本料理調理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

佐藤 昭三

多年村長等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

三浦 俊哉

多年町議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

下山 美智子

多年学校法人の理事長等として生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年町教育委員会教育長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

友田博文

多年婦人団体の要職にあつて、婦人の教養及び地位の向上に努めるなど、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

張摩博子

多年文化財保護審議会委員として、仏教美術の調査報告に携わり、文化財の保護に貢献した功績まことに顕著であります。

須藤弘敏

多年日本舞踊の指導に励み、後進の育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

柿本芙美江
「花柳秀梢」

多年邦楽の普及に努めるとともに、後進の育成に尽くし、また関係団体の要職にあつて、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

篠村愛子
「山彦阿以子」

多年合唱の指導に励み、後進の育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

竹内秀男

多年ウエイトリフティング関係団体の要職にあつて、選手の指導育成に努めるなど、競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

森嶋ツギ

多年母子福祉の業務に力を注ぎ、母子家庭の自立向上に努め、また関係団体の要職にあつて、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

宮崎春子

多年乳児院院長として乳児の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢

献した功績まことに顕著であります。

小倉保英

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

佐々木俊榮

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

竹谷とく

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

長尾隆道

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

藤田光子

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

柳沢ぬじの

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

吉本睦子

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

春日井清

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

名久井茂良

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年旅館ホテル業関係団体の要職にあつて、生活衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

蝦名 伊右衛門

多年柔道整復師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

八木橋 次男

多年環境整備事業関係団体の要職にあつて、環境衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

角田 浩一

多年農業共済関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と基盤強化に努めるなど、農業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

天坂 廣司

多年醸造食品関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

榑引 利貞

多年建築業関係団体の要職にあつて、建築業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

三浦 武徳

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

奥島 勝義

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

塩崎 幸治

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

相内 武光

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

大高 聖功

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

駒嶺 敏昭

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

西館 孝司

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

西村 茂

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

石山 雅子

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

中村 ユリ

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

於本 正

令和二年三月、青森県に対して地方創生のため多額の金員を寄附し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

木村化工機株式会社

多年山岳遭難救助ボランティアとして、遭難防止活動及び遭難者捜索救助活動を続け、山岳事故の防止等に貢献した功績まことに顕著であります。

岩木山パトロール隊赤十字奉仕団

青森県告示第八百三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の住所及び名称
西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇〇 鰯ヶ沢町漁業協同組合
- 二 認可年月日 令和二年十一月十八日
- 三 漁業権の免許番号 内共第五号
- 四 変更の内容

〔表題「赤石水産漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則」を「鰯ヶ沢町漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則」に、（遊漁料の額及び納付の方法）の第七条第二項の表中「赤石水産漁業協同組合」を「鰯ヶ沢町漁業協同組合赤石支所」に、（県内共通遊漁の承認等に関する事項）の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を「青森市安方一丁目一番三十二号青森県水産ビル六階」に改める。〕

様式第一号遊漁承認証の表の発行者「赤石水産漁業協同組合」を「鰯ヶ沢町漁業協同組合」に、様式第三号漁場監視員証の表の発行者「赤石水産漁業協同組合」を「鰯ヶ沢町漁業協同組合」に改める。

〔この規則の変更は、鰯ヶ沢漁業協同組合と赤石水産漁業協同組合の合併後に効力を有するものとする。〕の附則を追加する。

五 施行の日 令和二年十一月十八日

青森県告示第八百三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の住所及び名称

黒石市大字石名坂字石法師三八の四 浅瀬石川漁業協同組合

二 認可年月日 令和二年十一月十八日

三 漁業権の免許番号 内共第十六号

四 変更の内容

遊漁料

浅瀬石川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一年	一日	
あゆ、いわな、やまめ、にじます	手釣、竿釣	一年	一日	三、〇〇〇円 五〇〇円
こい、ふな、うぐい、かじか	手釣、竿釣、持網	一年	一日	三、〇〇〇円 五〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

五 施行の日 令和二年十一月十八日

青森県告示第八百四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の住所及び名称

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂二二七 風間浦漁業協同組合

二 認可年月日 令和二年十一月十八日

三 漁業権の免許番号 内共第二十九号
四 変更の内容

表題「易国間漁業協同組合内共第二十九号第五種共同漁業権」を「風間浦漁業協同組合内共第二十九号第五種共同漁業権」に、(遊漁料の額及び納付の方法)の第七条第二項「易国間漁業協同組合」を「風間浦漁業協同組合易国間支所」に、(県内共通遊漁の承認等に関する事項の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を「青森市安方一丁目一番三十二号青森県水産ビル六階」に改める。

様式第一号遊漁承認証の表の発行者「易国間漁業協同組合」を「風間浦漁業協同組合」に、様式第三号漁場監視員証の表の発行者「易国間漁業協同組合」を「風間浦漁業協同組合」に改める。

「この規則の変更は、下風呂漁業協同組合と易国間漁業協同組合と蛇浦漁業協同組合の合併後に効力を有するものとする。」の附則を追加する。

五 施行の日 令和二年十一月十八日

青森県告示第八百四十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の住所及び名称

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一二七 風間浦漁業協同組合

二 認可年月日 令和二年十一月十八日

三 漁業権の免許番号 内共第三十号

四 変更の内容

表題「易国間漁業協同組合内共第三十号第五種共同漁業権」を「風間浦漁業協同組合内共第三十号第五種共同漁業権」に、(遊漁料の額及び納付の方法)の第七条第二項「易国間漁業協同組合」を「風間浦漁業協同組合易国間支所」に、(県内共通遊漁の承認等に関する事項の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を「青森市安方一丁目一番三十二号青森県水産ビル六階」に改める。

様式第一号遊漁承認証の表の発行者「易国間漁業協同組合」を「風間浦漁業協同

組合」に、様式第三号漁場監視員証の表の発行者「易国間漁業協同組合」を「風間浦漁業協同組合」に改める。

「この規則の変更は、下風呂漁業協同組合と易国間漁業協同組合と蛇浦漁業協同組合の合併後に効力を有するものとする。」の附則を追加する。

五 施行の日 令和二年十一月十八日

青森県告示第八百四十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住所	名称	売りさばき場所	変更年月日
変更前	平川市本町西宮一三六の一	平賀りんご商業協同組合	平川市本町西宮一三六の一	令和二・二・一六
変更後	平川市本町西宮一三六の一	同組合	平川市町居南田一七〇の六	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
弘前アルカディアショッピングセンター
弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二三 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳	令和二年十一月十六日

- 三 届出年月日
令和二年十一月十六日
- 四 届出書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
2 期間
令和二年十一月二十七日から令和三年三月二十七日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 五 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
- 1 提出期限
令和三年三月二十七日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カブセンター弘前店
弘前市大字高田四丁目二の一〇
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 弘前市の意見の概要
1 騒音については、あくまでも予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民等から騒音等に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。
- 2 地区計画について、城東第五地区計画の区域内のため、建築物や工作物に変更等がある場合は、行為に着手する三十日前までに届出を行うこと。
- 3 景観計画について、一定規模を超える大規模行為を行う場合は、景観法に基づく届出を行うこと。
- 4 屋外広告物について、一定規模を超える屋外広告物を表示する場合は、弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請を行うこと。
- 5 開発許可について、当該地は市街化区域であることから千平方メートルを超える開発行為（建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合は、都市計画法に基づく許可申請を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし
意見書の縦覧

五 意見書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和二年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

災害用トイレ及び屋内テントの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

災害用トイレ及び屋内テント 一式

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和三年三月二十四日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和二年十二月十四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九
入札の日時及び場所

1 日時

令和三年一月八日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島二丁目の一
青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百九十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Disaster toilets and Indoor Tents

2 Time limit for tender:

8 January, 2021 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division
Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

公安委員会

青森県公安委員会告示第百三十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の二十九第一項の規定に基づき
地域交通安全活動推進委員に委嘱した次に掲げる者から辞職の申出があったので、令和二年十一月十二日承認した。

令和二年十一月二十七日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

小山内 秀雄	氏 名
三戸郡五戸町大字上市川字二堤八	連 絡 先
五戸警察署の 管轄区域	活動区域

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円